

令和7年度三重県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金実施要項

1 概要

この補助金は、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等（以下「外国人介護人材受入施設等」という。）が行う、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への資格取得支援、外国人介護職員の住居借上げによる生活支援の取組に必要な経費の一部を補助することにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 補助金交付の対象者

三重県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者（事業者）であり、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）者とする。

3 補助対象期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

4 補助対象事業の内容

三重県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要領「別表第1」参照

5 補助対象事業における詳細要件

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業

- 外国人介護職員とのコミュニケーション支援に関して外国人介護人材受入施設等が負担する経費を補助対象とする。
- 多言語翻訳機・多言語対応の介護記録ソフトウェアは、以下を満たすこと。
 - 介護業務に必要な介護用語が導入されている機種であること
 - 受け入れている外国人介護人材の母国語に対応していること
 - 複数台購入等する場合は、原則、同機種であること

【補助対象外の経費】

- アクセサリ等付属品
- 電子辞書
- パソコン、スマートフォン又はタブレット本体
- 機器本体の保証費用
- [購入の場合] 税込みで50,000円/台以上の製品
- [リースやライセンス料の場合] 補助対象期間外の使用に係る費用
- 外国人の受入れにあたり義務的に発生する費用（技能実習の場合は管理費等、特定技能の場合は登録支援機関への義務的支援の費用等）は補助対象外とする。
- 技能実習制度において実施が規定される入国後講習は補助対象外とする。
- 職員の賃金や手当は補助対象外とする。

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業

- ・外国人介護職員が介護福祉士の資格取得を目指しており、キャリアアップ計画書に位置付けた外部研修の参加支援や学習支援に対して外国人介護人材受入施設等が負担する経費を補助対象とする。
- ・職員の賃金や手当は補助対象外とする。

(3) 外国人介護職員住居借上支援事業

- ・令和7年6月30日以前に雇用開始した外国員介護職員については、補助対象外とする。
- ・補助対象とする外国人介護職員の在留資格は「技能実習」「特定技能」「E P A」とする。
- ・住居費は、補助対象期間のうち、申請法人が外国人介護職員を雇用する期間と入居する期間が重なる部分を補助対象とする。
- ・外国人介護人材受入施設等が負担する住居費（賃借料、共益費（管理費））のうち「最大 30,000 円/人・月」を補助対象経費とする。ただし、法人自身が所有する住居（寮等）に外国人介護人材を入居させる場合は補助対象外とする。
- ・敷金、礼金、更新料及び住居の修繕費用は補助対象外とする。

6 交付申請

本事業による補助を受けようとする場合、交付要領第6条に定める交付申請書（第1号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 事業計画書（別紙1）
- 補助金所要額調書（別紙2）
- 役員等調書（別紙3）
- 歳入歳出予算書抄本（別紙4）
- 事前着手理由書（別紙5）※事業の事前着手を行う場合のみ提出が必要
- その他参考となる資料
 - ・事業計画書（別紙1）に記載する添付書類

7 交付申請書の提出期限

令和7年9月30日（火）※必着

8 実績報告

本事業に係る実績報告には、交付要領第13条に定める実績報告書（第7号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 事業実績報告書（別紙7）

- 補助金所要額精算書（別紙８）
- 歳入歳出決算書抄本（別紙４）
- その他参考となる資料（以下の添付資料を添付すること）
 - ・費用の支払いを確認できる書類（領収書等）
 - ・事業実績報告書（別紙７）に記載する添付書類

9 留意事項

- (1) 補助金交付要領、申請書類様式等については、以下の県ホームページに掲載しています。申請前に、これらの書類について必ず確認してください。
https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801_000010001.htm
- (2) 交付申請は、法人単位での申請になります。複数の施設で補助対象となる取組を実施する場合は、法人で取りまとめて申請してください。
- (3) 本補助金に係る関係書類（帳簿や証拠書類等）は、事業完了後の翌年度から5年間保管していただく必要があります。
- (4) 類似する他の国庫補助事業等の交付を受けている場合は、補助対象外となります。

10 提出先

[郵送の場合]

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班 宛て

※封筒に「令和7年度三重県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金」と記入すること

[電子申請の場合]

<https://logoform.jp/form/8vMX/1142484>

11 問合せ先

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班

Tel : 059-224-2262

Email : chojus@pref.mie.lg.jp